

◇尾張東部医療圏保健医療計画別表記載の医療機関名の更新について

1. 保健医療計画について

- (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき、愛知県では、県全体の計画である「県計画」と 2 次医療圏ごとの医療圏保健医療計画「圏域計画」（本圏域では、「尾張東部医療圏保健医療計画」。）を策定しています。
- (2) 平成 23 年 3 月に、6 回目の見直しを終えた計画を公表しました。
- (3) この前回の見直しでは、医療体系図にこれまで記載してきた具体的な医療機関名を「別表」として、毎年見直しを行うこととしました。

2. 今回の更新について

県健康福祉部医療福祉計画課の方針により、愛知県医療機能情報公表システム（ホームページ「愛知医療情報ネット」）の平成 24 年 10 月更新の結果を反映させます。

3. 更新内容について

別添 1～4 「新旧対照表」のとおり。